令和９年度　所沢市都市型産業等育成補助金　募集要領

●募集期間　　令和９年４月１日～ 令和９年９月３０日（予定）
（土日祝日など、市役所閉庁日は除く）
●受付時間　　開庁日の 午前９時から 午後４時３０分 まで
（令和９年度当初予算の成立が前提となります）

１　趣　旨

所沢市の立地環境を活かし、都市型産業等の誘致及び育成を行い、市内経済の活性化、雇用の創出等を図るため、市内において都市型産業等を営むため、新たに賃貸借等により事務所等に入居する事業者の方に対し、その賃借料等について補助金を交付するものです。

５年以上継続して、事業を営むことが条件となります。

２　対象となる事業の種類

① 対象となる事業の種類は、以下のとおりとなります。

業種	
製造業	統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）において製造業の分類に属する業種をいう。
情報通信業	産業分類において情報通信業（映像・音声・文字情報制作業を除く。）の分類に属するもの
自然科学研究所	産業分類において学術研究、専門・技術サービス業の分類のうち自然科学研究所の分類に属するもの
アニメーション･コンテンツ・ＩＣＴ関連産業	産業分類において情報通信業の分類のうち映像・音声・文字情報制作業の分類に属するもの

備考：上記の業種であれば、正社員の人数は１名以上で、対象となります。

② 上記の①以外の業種でも、以下の条件を満たす本社については、対象となります。

業種	
正社員６人以上２０人未満の本社	主として管理業務※を行う６人以上の正社員※が専業で従事する本社等に分類されるもの ※管理業務　：意思決定を行う業務または総務、人事等を行う業務をいう。 ※正 社 員　：事業者と期間の定めのない労働契約を締結している常勤の者であって、事業者に直接雇用され当該管理業務に従事する場合に限る。

3　申請手続きの流れ

申請手続きの流れは、概ね以下のとおりとなります。

①物 件 検 索　　移転先の物件を探します

⇩

②事 前 相 談　　市役所産業振興課へ事前相談※を行います

⇩　　（※事業内容や物件などについて聞き取りします）

③申請書提出　　補助金交付申請書（様式第１号）を提出します

⇩

④契　　約　　賃貸借契約等を締結します

⇩

⑤添付書類提出　　募集期間の最終日までに、添付書類を市役所産業振興課へ提出します

※令和８年１０月１日から令和９年３月３１日の間に賃貸借契約等を締結した場合の流れは、以下のとおりとなります。

①物 件 検 索　　移転先の物件を探します

⇩

②事 前 相 談　　市役所産業振興課へ事前相談※を行います

⇩　　（※事業内容や物件などについて聞き取りします）

③契　　約　　賃貸借契約等を締結します

⇩

④申請書提出　　**令和９年４月末日まで**に、補助金交付申請書（様式第１号）を提出します

⇩

⑤添付書類提出　　募集期間の最終日までに、添付書類を市役所産業振興課へ提出します

4　事前相談について

申請をお考えの方は、**申請を行う前に、必ず、**市役所産業振興課へお越しいただくか、お電話によりご連絡ください。

その際、貴社の所在・名称・代表者・事業内容や、賃貸等を予定している物件情報などをお聞きし、市役所にて相談内容を記録させていただきます。

また、申請手続き等のご説明をさせていただきます。

５　書類提出について

●受付時間　　開庁日の 午前９時 から 午後４時３０分 まで

必要書類については、以下のとおり産業振興課（市役所別館）へご提出ください（持参のみ受付）。

⑴　申請日に提出が必要なもの

	提出書類	個人	法人
1	補助金交付申請書（様式第１号）　※	○	○

⑵　募集期間終了日までに提出が必要なもの

	提出書類	個人	法人
2	会社概要及び事業計画書　　※	○	○
3	入居する事務所等の概要（契約内容・パンフ・写真など）	○	○
4	入居する事務所等の建築計画概要書 （市役所 2 階 建築指導課 にて 1 通 400 円で即日交付）	○	○
5	国・県・市税の滞納がないことの証明書 ・国税は、税務署で取得（法人：「その３の３」、個人：「その３の２」） ・県税は、県税事務所で取得（滞納額がないことの証明） ・市町村税は、市町村の窓口で取得（滞納額がないことの証明）	○	○
6	決算書類（直近３年分）	○	○
7	誓約書（非該当条件に該当しない旨）　※	○	○
8	履歴事項全部証明書の写し	×	○
9	その他市長が必要と認める書類	△	△

※市ホームページにてダウンロードできます。

６　補助対象者（申請できる方）

市内において都市型産業等を営むため、新たに賃貸借等により事務所等の入居をお考えの個人や法人で、以下の要件を満たす方が対象です。

⑴　５年以上にわたり継続して市内で営業することが確実と見込まれること。

⑵　法人の代表者、または個人事業者のうち外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。

⑶　許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を取得し、または取得の見込みがあること。

⑷　賃借料等の支払先と事業者との関係が次のいずれにも該当しないこと。

ア　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社

イ　会社法第２条第４号に規定する親会社

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、市長が事業者の関連会社または関係会社と認めた者

エ　事業者の代表者、または役員の直系血族

⑸　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に基づく許可または届出の対象となる営業である事業を営んでないこと。

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成２４年条例第３２号）第３条第２項に規定する暴力団関係者でないこと。

⑺　国税、県税及び市税（所沢市税条例（昭和２５年告示第７６号）第３条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

⑻　宗教活動または政治活動に関する事業に係るものでないこと。

⑼　この要綱による補助金の交付を受けた者にあっては、第７条第１項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行った年度の翌年度から５年を経過していること。

⑽　国、県等から同種の補助金等を交付されていないこと。

⑾　賃借等を行う物件は、専ら事業の用に供すること。

7　申請書の提出と賃貸借契約等の締結時期の注意点

申請書の提出にあたっては、賃貸借契約等の締結前に申請を行うことを原則としています。

ただし、以下の期間内に賃貸借契約等を締結している場合には、当該申請月において受け付けます。

申請月	申請可能な契約締結日
令和９年４月	令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までに契約締結したもの
令和９年５月 ～ ９月	申請日から３０日前までに契約締結したもの

8　補助対象事業

市内において都市型産業等を、５年以上継続的に営むため、新たに、または、既に市内の事務所等に入居している者が事業規模等の拡大のため追加で賃借した事務所等の賃借料等を支払うことで、対象事業となります。

補助対象とする物件は、専ら事業用として貸し出されたオフィスビル等を対象としています。

（１）対象となる事例として、以下に記載いたします。

〇市内の賃貸オフィスビルの１室を賃借し、情報通信にかかる事務所を開設する。

〇　　〃　　の１フロア全体を賃借し、自然科学研究所を開設する。

〇市内の空工場を賃借し、製造業の工場を開設する。

〇市内で既に IT 関連の事務所を構えているが、事業拡大にむけ、より広い事務所を開設する。

（２）対象とならない事例は以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

〇所有している事務所を売却し、賃貸の事務所に移転する。

〇現行の事務所と同規模の事務所へ移転する。

〇親会社が所有する建物を賃借し、情報通信にかかる事務所を開設する。

注）申請者と賃借料等の支払先の関係が、親会社・子会社・関連会社の関係であったり、申請者の代表者または役員の直系血族の場合などは、申請できません。

〇既存の事務所を改装するため、改装期間中のみ、市内に事務所を開設する。

注）５年以上の期間、市内において、事業を営むことが条件となります。

〇住宅の１棟を賃借し、居住しながら、その一部を IT 関連の事務所として開設する。

注）住宅兼事務所は、専ら事業用として貸し出されたものではないので注意が必要です。

〇その他、各法令に違反して建築された建物や、改修等により必要となる設備の設置や届出等がされていない物件を借用する場合も対象外となります。

（３）建物を改修等（用途変更など）して利用する場合の注意事項

建物の利用用途には、所在地ごとの用途地域により制限があります。

新築時点の用途から、改修等により用途変更する場合、所在地によっては、禁止された用途となることがあります（例１：第１種低層住居専用地域では、建物全体を単独の事務所として利用はできません。例２：登記簿上の用途が倉庫ですと、工場として製造業を営むことができません）。

また、用途変更が可能な地域であっても、各法令で設備の追加や届出等の手続きを行う必要があります。

改修等を予定している方は、申請前までに、必ず、当該物件に係る事業者、建築士・設計士、担当行政庁（市役所・消防局など）へ確認してください。

万が一、補助金交付後に、使用用途に違反等が確認された場合、補助金の返還をいただくことがあります。

９　補助の対象となる経費

事務所等の賃借等において、毎月定期的に支払う経費で、**賃借料等のみ**を対象としています。

賃借料等に、以下の経費が含まれている場合は、これらの経費は対象外となりますので、ご注意ください。

＜対象外の経費の一例＞

・共益費、管理費などに類する経費

・消費税及び地方消費税

・特定の時期に発生する経費（権利金、保証金、敷金、礼金、更新料など）

10　補助金額（限度額）

毎月の賃借料等の実支出額に対し補助金を交付します。

月の限度額は、１０万円となります。

ただし、実支出額が１０万円に満たない場合は、実支出額までを限度とします。

最長で、２４カ月間補助金を交付します（上限額：１０万円×２４カ月＝２４０万円）。

11　補助金の支払い

令和１０年４月以降に支払った賃借料等が補助対象となります。

支払いの完了した賃借料等について、四半期ごと（年４回）に、補助金を交付します。

賃借料等の支払いの確認ができる書類を添付のうえ支払完了報告書を提出し、市が確認した上で補助金額確定通知書を交付します。

その後、申請者が確定額に基づき補助金の請求を行い、市が補助金を交付します。

12　補助金の審査について

プレゼンテーション審査を行い、最大５件の補助対象の方を選定します。

プレゼンテーション審査

提出した申請書類の内容（事業内容や事業計画等）について、市役所の会場にてプレゼンテーションをしていただきます。

※プレゼンテーション審査の開催日は、令和９年１０月下旬から１１月頃を予定しています。

13　審査基準

主に、①経済活性化・雇用創出、②事業継続性、③先進性・独自性・差別化等、を基準としながら、審査を行い、補助対象の選定を行ないます。

14　補助対象者の責務

⑴　交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事前に市との協議を行ってください。

⑵　交付決定を受けた事業を変更または中止するときは、変更申請書を提出してください。

⑶　補助決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

この場合、既に交付した補助金の返還を命ずることもあります。

①　５年以上にわたり継続して営業することができなかったとき。

②　所沢市都市型産業等育成補助金交付要綱の規定に違反したとき。

③　補助対象事業に関し交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

④　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑷　補助金の交付決定を受けた方は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはなりません。

⑸　補助対象事業に係る書類及び帳簿等は、当該補助対象事業の完了する日の属する年度から、５年間保存してください。

⑹　補助金の交付決定を受けた方は、補助金交付終了後３年間、補助事業の達成状況の報告していただきます。また、補助事業の実施状況について、市が現地調査を実施することがあります。

15　留意事項

⑴　提出された申請書類は返却いたしません。
⑵　申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
⑶　申請及び審査に要する経費は申請者の負担となります。
⑷　審査結果に対する個別のお問い合わせには、一切お答えできません。

16　問合せ先

所沢市 産業経済部 産業振興課
労政・企業誘致グループ
Ｔ　Ｅ　Ｌ：　04-2998-9157
Ｆ　Ａ　Ｘ：　04-2998-9162
Ｅメール：　a9157@city.tokorozawa.lg.jp